2 商法総則

総合 4頁

第１．商人及び商行為

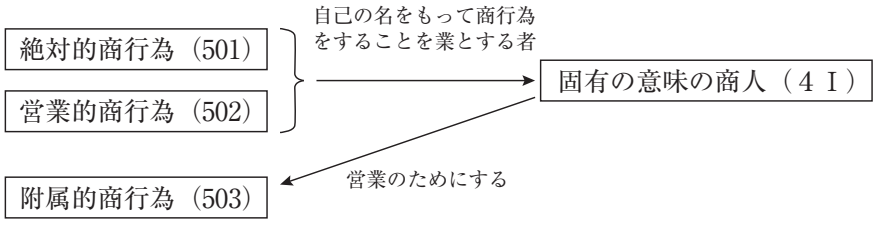

☑ 当事者の一方のために商行為となる行為については、当事者の双方に商法が適用される（３Ⅰ）。また、当事者の一方が２人以上ある場合において、その１人のために商行為となる行為については、その全員に商法が適用される（３Ⅱ）

１．商行為の意義

(1) 絶対的商行為（501）

営業としてなされるか否かを問わず、商行為とされるもの 短 予R8-27-Ⅰ

①投機購買とその実行行為 短 予H30-28-1

ex. スーパーマーケットが商品を仕入れて客に販売する行為

原材料を購入し、製造・加工して販売する行為を含む（大判昭4.9.28【商法百選27】） 短 司H18-51-1

②投機売却とその実行行為

ex. 先物取引

③取引所においてする取引

ex. 金融商品取引所における株取引

④手形その他の商業証券に関する行為

(2) 営業的商行為（502）

営業としてなされる場合にのみ、商行為とされるもの

①投機貸借とその実行行為

ex. レンタカー、不動産賃貸業

②他人のためにする製造又は加工に関する行為

ex. クリーニング業者、自動車修理業者

③電気又はガスの供給に関する行為

ex. 電力会社、ガス会社

④運送に関する行為

ex. 運送営業者（鉄道・バス・タクシー）、宅配業者

⑤作業又は労務の請負

ex. 労働者派遣事業

⑥出版、印刷又は撮影に関する行為

ex. 新聞社、出版社、印刷会社、写真撮影業者